

ご存じですか?

65歳以上の方へ

基本健診の

内容が変わります!

介護保険法の改正に伴い、従来実施してきた基本健診に新しい内容が加わり「介護予防健診」として実施することになりました。

介護予防健診とは?

いつまでもイキイキとした生活をおくるためには、病気の予防だけではなく「老化のサイン」をいち早く発見して対処することが大切です。

介護予防健診は、「老化」による心身の衰えに対する早期発見・早期予防の重要性を知っていたために実施します。

健診で追加されるもの

あなたの日常生活をお尋ねする「基本チェックリスト(25問のアンケート)」を記入していただきます。

基本チェックリストは、健診の個人通知に同封します。事前に記入してから、受診する医療機関へ提出してください。

基本チェックリストの内容(一部)

「はい」か「いいえ」で答えませう

- 日用品の買い物をしていますか?
- 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか?
- 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか?
- 週に1回以上は外出していますか?
- ここ2週間毎日の生活に充実感がない

受診時期

- 4・5月生まれの方 ↓ 6月
- 6・7月生まれの方 ↓ 7月
- 8・9月生まれの方 ↓ 8月
- 10・11月生まれの方 ↓ 9月
- 12・1月生まれの方 ↓ 10月
- 2・3月生まれの方 ↓ 11月

*個人通知は受診時期の前月に届きます

問い合わせ 健康推進課

TEL 65-0703 FAX 63-4591

男女共同参画社会 活動団体補助金の申請募集

「男女共同参画活動をすすめる市民団体を応援します」

市では、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会づくりを進めるため、男女共同参画に関する実践活動を自主的に取り組む市内の団体に対し、その活動経費の一部を支援する補助金交付制度があります。

この交付制度における平成18年度の申請を募集しています。

補助対象となる団体

市民等により自主的に組織され、団体としての意思決定による事業実施や適正な経理処理ができる団体のうち、次の要件を満たしていることが必要です。

- ① 男女共同参画に関する活動を主な目的としていること。
- ② 市内に活動の拠点をもち、年間を通じて主に市内で活動していること。
- ③ 5人以上の団体で、主に市内に在住、在勤または在学する18歳以上の方で構成していること。

ただし、市が交付する他の補助金の対象となる場合や政治・宗教活動・営利を目的としている団体は対象になりません。

補助対象となる事業

男女共同参画社会の実現につながると思われる次の事業

- ① 学習、普及および広報などの活動に関する教育啓発活動事業
- ② 意識や行動の実態、ニーズなどを把握・分析する調査研究活動事業
- ③ その他、男女共同参画社会の実現に役立てられる事業

事業例

- ◎ 講演会や学習会、意見交換会などの開催
- ◎ 寸劇や朗読劇などによる啓発
- ◎ 啓発チラシやパンフレット、ミニコミ誌などの作成、配布
- ◎ 女性や男性の自立、仕事と家庭生活の両立などへの支援活動
- ◎ ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者へのサポート活動
- ◎ 先進事例の調査研究や情報収集
- ◎ アンケート調査の実施や報告書作成

ただし、次のいずれかに該当する事業は、補助の対象になりません。

- ① 事業の主な効果が市外で生じる事業
- ② 特定の団体や個人のみ利益に寄与する事業

③ 営利や利益分配を目的とする事業
④ 政治的・宗教的な宣伝意図がある事業
⑤ その他、市長が補助対象として適当でないとする事業

平成18年4月1日から平成19年3月31日までに行われる事業が対象になります。

補助金の交付額

予算の範囲内で補助します。ただし、1団体につき年間2万円が上限額となり、千円未満は切り捨てます。

補助金交付の限度

同一団体への補助金の交付は、補助対象となった初年度から3年以内となります。

補助金交付の申請期間

所定の書類を6月15日(木)までに人権政策課へ提出してください。

提出先・問い合わせ

人権政策課
TEL 528-8502
甲賀市水口町水口6053番地
TEL 65-0695
FAX 63-4087